

『司法試験&予備試験 体系別短答過去問題集 刑法』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2016年5月24日現在

頁	場所	誤	正	更新日
496	肢オの解説 上から5～6 行目	他方、B説（客観説）によれば、証言の内容が客観的な真実に合致するから「虚偽の陳述」に当たらず、偽証罪は成立しない。	他方、B説（客観説）によれば、証言の内容は客観的な真実に合致せず、「虚偽の陳述」に当たるが、証人は客観的な真実に合致すると考えて証言している以上、故意が認められず、偽証罪は成立しない。	2016.05.04